

○ 内閣府
経済産業省 令第二号

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第七十二号）の一部の施行及び特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二十二号）の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）及び特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年二月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄
経済産業大臣 西村 康稔

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	
目次		目次
<p>第一章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売</p> <p>第一節 定義（第一条～第四条）</p> <p>第二節 訪問販売（第五条～第二十二条）</p> <p>第三節 通信販売（第二十三条～第四十四条）</p> <p>第四節 電話勧誘販売（第四十五条～第六十六条）</p> <p>第五節 雜則（第六十七条）</p> <p>第二章 連鎖販売取引（第六十八条～第九十条）</p> <p>第三章 特定継続的役務提供（第九十一条～第一百九条）</p> <p>第四章 業務提供誘引販売取引（第一百十条～第一百三十一條）</p> <p>第五章 訪問購入（第一百三十二条～第一百五十条）</p> <p>第六章 雜則（第一百五十二条～第一百五十三条）</p> <p>附則</p> <p>（誘引方法に係る電磁的方法）</p> <p>第三条 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五条。以下「令」という。）第一条第一号及び第二号、第二条第一号及び第二号、第五条並びに第十九条の電磁的方法は次に</p> <p>〔条を加える。〕</p>	<p>第一章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売</p> <p>第一節 定義（第一条・第二条）</p> <p>第二節 訪問販売（第三条～第七条の五）</p> <p>第三節 通信販売（第八条～第十六条の二）</p> <p>第四節 電話勧誘販売（第十七条～第二十三条の三）</p> <p>第五節 雜則（第二十三条の四）</p> <p>第二章 連鎖販売取引（第二十四条～第三十一条の四）</p> <p>第三章 特定継続的役務提供（第三十一条の五～第三十九条の二の三）</p> <p>第四章 業務提供誘引販売取引（第三十九条の三～第四十六条の四）</p> <p>第五章 訪問購入（第四十七条～第五十六条）</p> <p>第六章 雜則（第五十七条～第五十九条）</p> <p>附則</p>	改 正 前

掲げるものとする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

二 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

三 前各号に規定するもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（電磁的記録）

第四条

令第二条第一号の主務省令で定める電磁的記録は、H T M L（送信可能化（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する送信可能化をいう。以下この条において同じ。）された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するため用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつてゐるもの）をいう。）その他の記号及びその体系で作成された電磁的記録で送信可能化されたものであつて、インターネットを利用

〔条を加える。
〕

用した閲覧の際に、一の送信元識別符号（同法第四十七条の五第一項第一号に規定する送信元識別符号をいう。）によって特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるものをいう。

（訪問販売における書面の交付等）

第五条 法第四条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一九 略〕

〔条を削る。〕

（訪問販売における書面の交付等）

第三条 法第四条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一九 同上〕

第四条 法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 売買契約又は役務提供契約の締結を担当した者の氏名
- 三 売買契約又は役務提供契約の締結の年月日
- 四 商品名及び商品の商標又は製造者名
- 五 商品に型式があるときは、当該型式
- 六 商品の数量
- 七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容
- 八 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

九 前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第六条 法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

〔表 略〕

〔2・3 略〕

第七条 法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第四条第一項第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、内容を記載しなければならない。

第五条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

〔表 同上〕

〔2・3 同上〕

第六条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ 法第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第二十二条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤
-----------------------------------	--

一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ 法第五条の書面を受領した日（その前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第七条の五において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤
-----------------------------------	--

		の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができる。 。
三 役務提供契約 の申込みの撤回 又は役務提供契 約の解除に関する事項	二 権利の売買契 約の申込みの撤 回又はその売買 契約の解除に関 する事項	「口くト 略」
イ 法第五条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができる。 「口くチ 略」	イ 法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができる。 の解除を行うことができる。	「口くト 同上」
三 役務提供契約 の申込みの撤回 又は役務提供契 約の解除に関する事項	二 権利の売買契 約の申込みの撤 回又はその売買 契約の解除に関 する事項	回又はその売買契約の解除を行うことができる。
イ 法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができる。 こと。	イ 法第五条の書面を受領した日（その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができる。	「口くチ 同上」

「ローツ 略」

〔2～6 略〕

「ローツ 同上」

〔2～6 同上〕

〔法第四条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法〕
第八条 法第四条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

〔条を加える。〕

- 一 電子情報処理組織（販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第十一条において同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

- 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて

、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したもの交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 申込みをした者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていなかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を申込みをした者に対し通知するものであること。

3 販売業者又は役務提供事業者は、第一項に掲げる方法により法第四条第一項の規定による書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、申込みをした者が当該事項を明瞭に読むことができるよう表示しなければならない。

（法第四条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容）

第九条 令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

〔条を加える。〕

-
- 一 前条第一項に掲げる方法のうち、販売業者又は役務提供事業者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式

(法第四条第二項の規定による承諾の取得に当たつての説明及び確認等)

第十条 販売業者又は役務提供事業者は、前条に掲げる事項を示すときは、申込みをした者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一 申込みをした者がこの項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第四条第二項の規定による承諾をしなければ、同条第一項の書面が交付されること。

二 法第四条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項の書面に記載すべき事項であり、かつ、申込みをした者にとって重要なものであること。

三 法第四条第一項の書面に記載すべき事項を同条第二項の規定による電磁的方法（第八条第一項第一号に掲げる方法に限る。）により提供する場合においては、申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなされ、かつ、当該記録がされた日から起算して八日を経過した場合においては、法第九条第一項の規定による申込みの撤回等ができなくなること。

四 法第四条第二項の規定による電磁的方法により提供される事

〔条を加える。
〕

項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上であるものに限る。以下この条において同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号において同じ。）することができる申込みをした者に限り、法第四条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けることができる。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の説明をするときは、申込みをした者が理解できるように平易な表現を用いなければならない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、第一項の説明をした上で、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 申込みをした者が電子メールの送受信その他の法第四条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するためには必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス（電子メールにより提供される場合に限る。）を日常的に使用していること。

二 申込みをした者が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十四年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）を確保していること。

三 申込みをした者が法第四条第二項の規定による電磁的方法に

より提供される事項を当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対しても電子メールにより送信することを求める意思の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メールアドレス

4 販売業者又は役務提供事業者は、前項の確認をするときは、申込みをした者が日常的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該販売業者又は役務提供事業者の令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法により行わなければならない。

5 販売事業者又は役務提供事業者は、申込みをした者が令第四条第一項の書面等に当該申込みをした者の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第四条第二項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、販売事業者又は役務提供事業者は、記号の記入その他の当該申込みをした者は、当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6 販売業者又は役務提供事業者は、申込みをした者が第三項第三号の規定により電子メールの送信を求める場合においては、当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対し、法第四条第二項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7 販売業者又は役務提供事業者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第四条第二項の規定による承諾を得たときは、申込みをした者に対し、同項の規定による電磁的方法による提供

を行うままでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。）を交付しなければならない。

（法第四条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十一條 令第四条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ 申込みをした者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に令第四条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第九条に掲げる電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを受け付ける方法

前項に掲げる方法は、販売業者又は役務提供事業者がファイル

への記録を出力することにより書面を作成できるものでなければ
ならない。

(令第四条第三項の規定による確認)

第十二条 令第四条第三項の規定による確認は、電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該申込みをした者が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

(法第四条第三項の主務省令で定める方法)

第十三条 法第四条第三項の主務省令で定める方法は、第八条第一項第一号に掲げる方法とする。

(訪問販売における契約締結時交付書面の記載事項)

第十四条 法第五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 売買契約又は役務提供契約の締結を担当した者の氏名
- 三 売買契約又は役務提供契約の締結の年月日
- 四 商品名及び商品の商標又は製造者名
- 五 商品に型式があるときは、当該型式

〔条を加える。
〕

〔条を加える。
〕

六 商品の数量

七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

八 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

九 前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

(法第五条第三項において準用する法第四条第二項及び第三項に係る規定の準用)

第十五条 第八条から第十三条までの規定は、法第五条第三項において法第四条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「同条第一項」とあり、及び「法第四条第一項」とあるのは「法第五条第一項又は第二項」と、「申込みをした者」とあるのは「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

第十六条・第十七条 「略」

(訪問販売における禁止行為)

第十八条 法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

〔一～四 略〕

五 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し

「条を加える。」

第六条の二・第六条の三 「同上」

(訪問販売における禁止行為)

第七条 法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

〔一～四 同上〕

五 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し

、次に掲げる書面であつて、購入者又は役務の提供を受ける者（以下この号において「購入者等」という。）が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）の被保険者又は被共済者（以下「被保険者等」という。）となることに同意する旨記載しているもの（当該生命保険契約等についての同意に関する事項が赤枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの赤字で記載されており、かつ当該売買契約又は役務提供契約に関する署名又は押印とは別に当該生命保険契約等に関する署名及び押印をする欄が設けられているものを除く。）に、当該購入者等の署名又は押印をさせること。

イ 法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面

ロ 「略」

〔六一八 略〕

九 法第四条第二項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第四条第一項の規定により交付する書面（法第五条第三項において準用する場合にあつては、同条第一項又は第二項の規定により交付する書面）に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、電磁的

、次に掲げる書面であつて、購入者又は役務の提供を受ける者（以下この号において「購入者等」という。）が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）の被保険者又は被共済者（以下「被保険者等」という。）となることに同意する旨記載しているもの（当該生命保険契約等についての同意に関する事項が赤枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの赤字で記載されており、かつ当該売買契約又は役務提供契約に関する署名又は押印とは別に当該生命保険契約等に関する署名及び押印をする欄が設けられているものを除く。）に、当該購入者等の署名又は押印をさせること。

イ 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面

ロ 「同上」

〔六一八 同上〕
〔号を加える。〕

方法による提供に係る手続を進める行為

ロ 顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為
(法第六条第一項に規定する行為を除く。)

ハ 威迫して困惑させる行為(法第六条第三項に規定する行為を除く。)

ニ 財産上の利益を供与する行為

ホ 法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為(ニに掲げる行為を除く。)

ヘ 第十条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に不当な影響を与える行為

ト 第十条第三項の確認をせず、又は確認ができない顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

(業務を統括する者に準ずる者)

第十九条 令第六条第一号又は第二号の主務省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。

(令第七条の主務省令で定めるもの)

第二十条 令第七条の当該他の法人として主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が個人である場合においては、次に掲げる法人

イ 当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人（令第七条の使用人をいう。以下この項において同じ。）が代表権を有する役員である法人

〔ロ・ハ 略〕

二 販売業者又は役務提供事業者が法人である場合においては、次に掲げる法人

イ 〔略〕

ロ 当該販売業者又は役務提供事業者の役員（令第七条の役員をいう。ハ及びニにおいて同じ。）又はその使用人が代表権を有する役員である法人

(業務を統括する者に準ずる者)

第七条の二 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号。以下「令」という。）第三条の三第一号又は第二号の主務省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。

(令第三条の四の主務省令で定めるもの)

第七条の三 令第三条の四の当該他の法人として主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 販売業者又は役務提供事業者が個人である場合においては、次に掲げる法人

イ 当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人（令第三条の四の使用人をいう。以下この項において同じ。）が代表権を有する役員である法人

〔ロ・ハ 同上〕

二 販売業者又は役務提供事業者が法人である場合においては、次に掲げる法人

イ 〔同上〕

ロ 当該販売業者又は役務提供事業者の役員（令第三条の四の役員をいう。ハ及びニにおいて同じ。）又はその使用人が代表権を有する役員である法人

〔ハ・ニ 略〕

三 「略」

〔2・3 略〕

第二十一条・第二十二条 〔略〕

第七条の四・第七条の五 〔同上〕

(通信販売についての広告)

第二十三条 法第十一条第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 販売業者又は役務提供事業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号、第七十一条第三号及び第一百十二条第三号において「事務所等」という。）を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号

〔四～十 略〕

第二十四条 〔略〕

第九条 〔同上〕

第二十五条 法第十一条ただし書の規定により同条第一号及び第二十三条第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示し得る場合はその金銭を全部表示しない場合ない場合とし、この場合において法第十一条第一号から第三号まで、第五

〔ハ・ニ 同上〕

三 「同上」

〔2・3 同上〕

第七条の四・第七条の五 〔同上〕

(通信販売についての広告)

第八条 法第十一条第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一・二 同上〕

三 販売業者又は役務提供事業者が外国法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この号、第二十五条第三号及び第四十条第三号において「事務所等」という。）を有する場合には、当該事務所等の所在場所及び電話番号

〔四～十 同上〕

第十条 法第十一条ただし書の規定により同条第一号及び第八条第四号に定める購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭を表示し得る場合はその金銭を全部表示しない場合

とし、この場合において法第十一条第一号から第三号まで、第五

で、第五号及び第六号に定める事項（第二十三条第六号から第十号までに掲げる事項並びに法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては、商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの申込みの撤回又は売買契約の解除（以下この条において、「申込みの撤回等」という。）の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り又は返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十二条第二号、第三号、第五号及び第六号に定める事項（第二十三条第四号及び第六号から第十号までに掲げる事項及び法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り又は返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。

号及び第六号に定める事項（第八条第六号から第十号までに掲げる事項並びに法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては、商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除（以下この条において、「申込みの撤回等」という。）の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り又は返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。

2 購入者又は役務の提供を受ける者の負担すべき金銭の全部を表示する場合は、法第十二条第二号、第三号、第五号及び第六号に定める事項（第八条第四号及び第六号から第十号までに掲げる事項及び法第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合にあつては申込みの撤回等の可否、申込みの撤回等が可能である場合にあつては申込みの撤回等が可能である期間その他申込みの撤回等が可能となる条件及び商品又は特定権利の引取り又は返還に要する費用の負担に係る事項を除く。）の一部を表示しないことができる。ただし、売買契約又は役務提供契約に係る金銭の全部又は一部の支払が商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供前である場合にあつては商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払時期、売買契約又は役務提供契約の申込みを受けた後遅滞なく当該申込みに係る商品を送付しない場合若しくは権利を移転しない場合又は役務を提供しない場合にあつては法第十一条

一条第三号に掲げる事項及び引き渡された商品が種類又は品質に
関して契約の内容に適合しない場合に販売業者がその不適合の責任を
負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項については
てはこの限りでない。

〔3・4 略〕

(誇大広告等の禁止)

第二十六条 〔略〕

(電子メール広告に係る電磁的方法)

第二十七条 法第十二条の三第一項に規定する電磁的方法は次に掲
げるものとする。

〔一・二 略〕

〔号を削る。〕

(電磁的方法)

第十一條の二 法第十二条の三第一項に規定する電磁的方法（以下
単に「電磁的方法」という。）は第一号及び第二号に掲げるもの
とし、令第一条第一号の電磁的方法は第一号から第三号までに掲
げるものとする。

〔一・二 同上〕

三 前号に規定するもののほか、その受信をする者を特定して情
報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭
和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信
をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。
）

第三号に掲げる事項及び引き渡された商品が種類又は品質に
て契約の内容に適合しない場合に販売業者がその不適合の責任を
負わない場合にあつては販売業者の責任に関する事項については
この限りでない。

〔3・4 同上〕

(誇大広告等の禁止)

第十一條 〔同上〕

第二十八条・第二十九条 〔略〕

第十一條の三・第十一條の四 〔同上〕

(記録の保存)

第三十条 法第十二条の三第三項の主務省令で定めるものは次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法（電磁的方法を除く。）により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあつては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面又は電磁的記録（以下この条、**第三十五条**、**第七十五条**及び**第一百六条**において「書面等」という。）。ただし、販売業者又は役務提供事業者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある電磁的記録として自動的に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電子計算機の操作が当該相手方に通信販売電子メール広告をすることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるよう表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示された時期を示す書面等。

二 「略」

第三十一条～**第三十八条** 「略」

(記録の保存)

第十一条の五 法第十二条の三第三項の主務省令で定めるものは次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法（電磁的方法を除く。）により相手方から承諾を得、又は請求を受けた場合にあつては、承諾又は請求ごとに当該承諾又は請求があつたことを示す書面又は電磁的記録（以下この条、**第十一条の十**、**第二十七条の三**及び**第四十二条の三**において「書面等」という。）。ただし、販売業者又は役務提供事業者が、当該承諾を得、又は請求を受けるために定型的な内容を表示しており、かつ、当該承諾を得、又は請求を受けたときに当該承諾又は請求の内容に係る情報を一覧性のある電磁的記録として自動的に編集する方法を用いている場合であつて、当該定型的な内容の表示において、当該電子計算機の操作が当該相手方に通信販売電子メール広告をするることを承諾し、又は請求するものであることを容易に認識できるよう表示している場合には、当該承諾を得、又は請求を受けるために表示した定型的な内容を示す書面等及び当該内容の表示がされた時期を示す書面等。

二 「同上」

第十一条の六～**第十三条** 「同上」

(法第十三条第一項の規定により通知しなければならない書面による通知に係る電磁的方法)

する。

第三十九条 法第十三条第二項の電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織（販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四十一条において同じ。）を使用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの

「イ・ハ 略」

二 電磁的記録媒体により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに通知すべき事項を記録したものを受け付ける方法

〔2・3 略〕

〔法第十三条第一項の規定により通知しなければならない書面による通知に係る電磁的方法の種類及び内容〕

第四十条 「略」

(法第十三条第一項の規定により通知しなければならない書面による通知に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)
第四十一条 令第八条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げ

(情報通信の技術を利用する方法)

第十四条 法第十三条第二項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに通知すべき事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

「イ・ハ 同上」

〔見出しを加える。〕

第十五条 「同上」

〔条を加える。〕

るものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるも

イ 申込みをした者の使用に係る電子計算機から電気通信回線

を通じて販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算

機に令第八条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この

項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電

子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備

えられたファイルに記録された第四十条に掲げる電磁的方法

の種類及び内容を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲

覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等を

する旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨

を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、販売業者又は役務提供事業者がファイル

への記録を出力することにより書面を作成できるものでなければ

ならない。

（通信販売における禁止行為）

第四十二条　【略】

（法第十五条の二第一項の主務省令で定める者）

（通信販売における禁止行為）

第十六条　【同上】

（法第十五条の二第一項の主務省令で定める者）

第四十三条 法第十五条の二第一項の主務省令で定める者は、法第十五条规定第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

第十六条の二 法第十五条の二第一項の主務省令で定める者は、法第十五条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

(申込みの撤回等についての特約を表示する方法)

第四十四条 【略】

(電話勧誘販売における書面の交付等)

第四十五条 法第十八条第一項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

【一九 略】

【条を削る。】

(電話勧誘販売における書面の交付等)

第十七条 法第十八条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

【一九 同上】

第十八条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名

二 売買契約又は役務提供契約の締結を担当した者の氏名

三 売買契約又は役務提供契約の締結の年月日

四 商品名及び商品の商標又は製造者名

五 商品に型式があるときは、当該型式

六 商品の数量

七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、そ

の内容

- 八 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
九 前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第四十六条 法第十八条第一項又は法第十九条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

〔表 略〕

〔2・3 略〕

第四十七条 法第十八条第一項又は法第十九条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第十八条第一項第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

第十九条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

〔表 同上〕

〔2・3 同上〕

第二十条 法第十八条又は法第十九条の規定により交付する書面に記載する法第十八条第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ 法第十九条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第十八条第一項の書面を受領した場合は、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでの間（法第二十四条第一項の申込者等をい
-----------------------------------	---

一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでの間（申込者等をいう。以下この条及び第二
-----------------------------------	---

う。以下この条及び第六十六条において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができる。

「口くト 略」

三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項	二 権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	
イ 法第十九条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第十八条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができる。	イ 法第十九条第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第十八条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができる。	「口くト 略」

十三条の三において同じ。）は、書面又は電磁的記録により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができる。

「口くト 同上」

三 役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項	二 権利の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	
イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができる。	イ 法第十九条の書面を受領した日（その日前に法第十八条第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等は、書面又は電磁的記録により役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができる。	「口くチ 同上」

供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除を行うことができる。

〔口～ト 略〕

〔2～6 略〕

(法第十八条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法)

第四十八条 法第十八条第二項の電磁的方法は、次に掲げるものとす。

一 電子情報処理組織（販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第五十一条及び第六十一条において同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信

回線を通じて送信し、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当

は役務提供契約の解除を行うことができる。

〔口～ト 同上〕

〔2～6 同上〕

〔条を加える。〕

該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したもの交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 申込みをした者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていなかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を申込みをした者に対し通知すること。

3 販売業者又は役務提供事業者は、第一項に掲げる方法により法第十八条第一項の規定による書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、申込みをした者が当該事項を明瞭に読むことができるよう表示しなければならない。

(法第十八条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

第四十九条 令第九条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

〔条を加える。〕

一 前条第一項に掲げる方法のうち、販売業者又は役務提供事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(法第十八条第二項の規定による承諾の取得に当たつての説明及び確認等)

第五十条 販売業者又は役務提供事業者は、前条に掲げる事項を示すときは、申込みをした者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一 申込みをした者がこの項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第十八条第二項の規定による承諾をしなければ、同条第一項の書面が交付されること。

二 法第十八条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項の書面に記載すべき事項であり、かつ、申込みをした者にとって重要なものであること。

三 法第十八条第一項の書面に記載すべき事項を同条第二項の規定による電磁的方法（第四十八条第一項第一号に掲げる方法に限る。）により提供する場合においては、申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなされ、かつ、当該記録がされた日から起算して八日を経過した場合においては、法第二十四条第一項の規定による申込みの撤回等ができなくなること。

〔条を加える。〕

-
- 四 法第十八条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するためには必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以下この条において同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号において同じ。）することができる申込みをした者に限り、法第十八条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けることができる。
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の説明をするときは、申込みをした者が理解できるように平易な表現を用いなければならない。
- 3 販売業者又は役務提供事業者は、第一項の説明をした上で、次に掲げる事項を確認しなければならない。
- 一 申込みをした者が電子メールの送受信その他の法第十八条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該申込みをした者が当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス（電子メールにより提供される場合に限る。）を日常的に使用していること。
- 二 申込みをした者が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイバーセキュリティを確保していること。
- 三 申込みをした者が法第十八条第二項の規定による電磁的方法

により提供される事項を当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対しても電子メールにより送信することを求める意思の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メールアドレス

4 販売業者又は役務提供事業者は、前項の確認をするときは、申込みをした者が日常的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該販売業者又は役務提供事業者の令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法により行わなければならない。

5 販売事業者又は役務提供事業者は、申込みをした者が令第九条第一項の書面等に当該申込みをした者の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第十八条第二項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、販売事業者又は役務提供事業者は、記号の記入その他の当該申込みをした者の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6 販売業者又は役務提供事業者は、申込みをした者が第三項第三号の規定により電子メールの送信を求める場合においては、当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対し、法第十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7 販売業者又は役務提供事業者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第十八条第二項の規定による承諾を得たときは、申込みをした者に対し、同項の規定による電磁的方法による提

供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合は、当該書面の写しを含む。）を交付しなければならない。

（法第十八条第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第五十一条 令第九条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

- イ 申込みをした者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に令第九条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第四十九条に掲げる電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを作成する方法

前項に掲げる方法は、販売業者又は役務提供事業者がファイル

への記録を出力することにより書面を作成できるものでなければ
ならない。

(令第九条第三項の規定による確認)

第五十二条 令第九条第三項の規定による確認は、電話、電子情報
処理組織を使用する方法その他の方法で申込みをした者の使用に
係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該申
込みをした者が閲覧することができる状態に置かれたことを確認
することにより行うものとする。

(法第十八条第三項の主務省令で定める方法)

第五十三条 法第十八条第三項の主務省令で定める方法は、第四十
八条第一項第一号に掲げる方法とする。

(電話勧誘販売における契約締結時交付書面の記載事項)

第五十四条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、次のと
おりとする。

- 一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話
番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 売買契約又は役務提供契約の締結を担当した者の氏名
- 三 売買契約又は役務提供契約の締結の年月日
- 四 商品名及び商品の商標又は製造者名
- 五 商品に型式があるときは、当該型式

〔条を加える。
〕

〔条を加える。
〕

六 商品の数量

七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容

八 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

九 前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

(法第十九条第三項において準用する法第十八条第二項及び第三項に係る規定の準用)

第五十五条 第四十八条から第五十三条までの規定は、法第十九条

第三項において法第十八条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「同条第一項」とあり、及び「法第十八条第一項」とあるのは「法第十九条第一項又は第二項」と、「申込みをした者」とあるのは「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

(電話勧誘販売における承諾等の通知)

第五十六条 法第二十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一～六 略〕

〔条を加える。〕

(電話勧誘販売における承諾等の通知)

第二十一条 法第二十条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一～六 同上〕

(電話勧誘販売における承諾等の通知)

第五十七条 法第二十条第一項の規定により申込みをした者に書面により通知するときは、次に定めるところにより行わなければな

第二十二条 法第二十条の規定により申込みをした者に書面により通知するときは、次の各号に定めるところにより行わなければな

らない。

〔一・二 略〕

2
〔略〕

(法第二十条第一項の規定による承諾等の通知に係る電磁的方法

)

第五十八条 法第二十条第二項の電磁的方法は、第四十八条第一項

に掲げるものとする。

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 申込みをした者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていなかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三 第四十八条第一項第一号ロに掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を申込みをした者に対し通知するものであること。

3 販売業者又は役務提供事業者は、第一項に掲げる方法により法第二十条第一項の規定による書面による通知に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、申込みをした者が当該事項を

らない。

〔一・二 同上〕

2
〔同上〕

〔条を加える。〕

明瞭に読むことができるよう表示しなければならない。

（法第二十条第一項の規定による承諾等の通知に係る電磁的方法の種類及び内容）

第五十九条 令第十条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第四十八条第一項に掲げる方法のうち、販売業者又は役務提供事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

（法第二十条第二項の規定による承諾の取得に当たつての説明及び確認等）

第六十条 販売業者又は役務提供事業者は、前条に掲げる事項を示すときは、申込みをした者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- 一 申込みをした者がこの項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第二十条第二項の規定による承諾をしなければ、同条第一項の書面により通知されること。
- 二 法第二十条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項の書面による通知に記載すべき事項であり、かつ、申込みをした者にとって重要なものであること。
- 三 法第二十条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以下この条において同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号において同じ。）することができる申込みをした者に限り、法第二十条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けることができる。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の説明をするときは、申込みをした者が理解できるように平易な表現を用いなければならない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、第一項の説明をした上で、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 申込みをした者が電子メールの送受信その他の法第二十条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該申込みをした者が当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス（電子メールにより提供される場合に限る。）を日常的に使用していること。

二 申込みをした者が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイバーセキュリティを確保していること。

三 申込みをした者が法第二十条第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対しても電子メールにより送信することを求める意思

の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メ

4 　　メールアドレス

販売業者又は役務提供事業者は、前項の確認をするときは、申込みをした者が日常的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該販売業者又は役務提供事業者の令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法により行わなければならない。

5 販売事業者又は役務提供事業者は、申込みをした者が令第十条第一項の書面等に当該申込みをした者の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第二十条第二項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、販売事業者又は役務提供事業者は、記号の記入その他の当該申込みをした者の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6 販売業者又は役務提供事業者は、申込みをした者が第三項第三号の規定により電子メールの送信を求める場合においては、当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対し、法第二十条第二項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7 販売業者又は役務提供事業者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第二十条第二項の規定による承諾を得たときは、申込みをした者に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合には、当該書面の写しを含む。）を

交付しなければならない。

(法第二十条第一項の規定による承諾等の通知に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第六十一条 令第十条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるも

の

イ 申込みをした者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に令第十条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第五十九条に掲げる電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものとし交付する方法

2 前項に掲げる方法は、販売業者又は役務提供事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

〔条を加える。〕

第六十二条・第六十三条　「略」

(電話勧誘販売における禁止行為)

第六十四条　法第二十二条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

〔一～六 略〕

七　法第十八条第二項（法第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第十八条第一項の規定により交付する書面（法第十九条第三項において準用する場合にあつては同条第一項又は第二項の規定により交付する書面）に記載すべき事項を電磁的方法により又は法第二十条第二項の規定により同条第一項の規定により通知する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ　電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ　顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為
(法第二十一条第一項に規定する行為を除く。)

ハ　威迫して困惑させる行為（法第二十一条第三項に規定する行為を除く。）

二　財産上の利益を供与する行為

第二十二条の二・第二十二条の三　「同上」

(電話勧誘販売における禁止行為)

第二十三条　法第二十二条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

〔一～六 同上〕

〔号を加える。〕

ホ 法第十八条第一項又は法第十九条第一項若しくは第二項の

規定による書面の交付又は法第二十条第一項の規定による書面による通知につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）

ヘ 第五十条第三項又は第六十条第三項の確認に際し、偽りそ

の他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に不当な影響を与える行為

ト 第五十条第三項又は第六十条第三項の確認をせず、又は確認ができない顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

（法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者）

第六十五条

法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者は、法

第二十三条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

（法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者）

第二十三条の二

法第二十三条の二第一項の主務省令で定める者は、法第二十三条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

第六十六条・第六十七条

「略」

第二十三条の三・第二十三条の四

「同上」

(特定利益)

第六十八条 法第三十三条第一項の主務省令で定める要件は、次のいずれかとする。

一 商品（法第三十三条第一項の商品をいう。次条、第七十条、第七十三条、第八十条及び第九十条を除き、以下この章において同じ。）の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料により生ずるものであること。

〔二・三 略〕

第六十九条～第七十二条 「略」

(誇大広告等の禁止)

第七十三条 法第三十六条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

〔一～五 略〕

六 連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除に関する事項（法第四十条第一項から第三項まで及び法第四十条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

(特定利益)

第二十四条 法第三十三条第一項の主務省令で定める要件は、次のいずれかとする。

一 商品（法第三十三条第一項の商品をいう。次条、第二十四条の三、第二十七条、第三十条及び第三十一条の四を除き、以下の章において同じ。）の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者が提供する取引料により生ずるものであること。

〔二・三 同上〕

第二十四条の二～第二十六条 「同上」

(誇大広告等の禁止)

第二十七条 法第三十六条の主務省令で定める事項は次のとおりとする。

〔一～五 同上〕

六 連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除に関する事項（法第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。）

第七十四条～第七十九条

「略」

第二十七条の二～第二十九条

「同上」

第八十条 法第三十七条第二項の規定により連鎖販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）には次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
〔一～三 略〕	四 法第四十条の規定による商品に係る連鎖販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）
〔二～ヘ 略〕 〔(1)～(3) 略〕 (4) 令第二十三条で定めるとき。	ハ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業を行う者が、連鎖販売加入者に対し既に、連鎖販売業に係る商品の販売等を行つているときは、次に掲げる場合を除き、連鎖販売加入者は商品販売契約の解除を行うことができる。

第三十条 法第三十七条第二項の規定により連鎖販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）には次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
〔一～三 同上〕	四 法第四十条の規定による商品に係る連鎖販売契約の解除に関する事項（同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。）
〔二～ヘ 同上〕 〔(1)～(3) 同上〕 (4) 令第十条の二で定めるとき。	ハ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業を行う者が、連鎖販売加入者に対し既に、連鎖販売業に係る商品の販売等を行つているときは、次に掲げる場合を除き、連鎖販売加入者は商品販売契約の解除を行うことができる。

〔五〇七 略〕

〔254 略〕

(法第三十七条第一項又は第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法)

第八十一条 法第三十七条第三項の電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織（連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機と連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第八十四条において同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機と連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の閲覧に供し、当該連鎖販売取引に伴

〔五〇七 同上〕

〔254 同上〕

〔条を加える。〕

う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものと交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていなかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三

前項第一号ロに掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に対し通知すること。

3

連鎖販売業を行う者は、第一項に掲げる方法により法第三十七条第一項又は第二項の規定による書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が当該事項を明瞭に読むことができるよう表示しなければならない。

(法第三十七条第一項又は第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

第八十二条 令第二十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一項に掲げる方法のうち、連鎖販売業を行う者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(法第三十七条第三項の規定による承諾の取得に当たつての説明及び確認等)

第八十三条 連鎖販売業を行う者は、前条に掲げる事項を示すときは、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に對し、次に掲げる事項（法第三十七条第一項の書面に記載すべき事項を同条第三項に規定する電磁的方法により提供する場合にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を説明しなければならない。

- 一 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方がこの項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第三十七条第三項の規定による承諾をしなければ、同条第一項又は第二項の書面が交付されること。
- 二 法第三十七条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項又は第二項の書面に記載すべき事項である。

〔条を加える。
〕

〔条を加える。
〕

り、かつ、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方にとって重要なものであること。

三 法第三十七条第二項の書面に記載すべき事項を同条第三項の規定による電磁的方法（第八十一条第一項第一号に掲げる方法に限る。）により提供する場合においては、連鎖販売取引の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該連鎖販売取引の相手方に到達したものとみなされ、かつ、当該記録がされた日から起算して二十日を経過した場合には、法第四十条第一項の規定による連鎖販売契約の解除ができなくなること。

四 法第三十七条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以下この条において同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号において同じ。）することができる連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に限り、法第三十七条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けることができること。

2 連鎖販売業を行う者は、前項の説明をするときは、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が理解できるように平易な表現を用いなければならない。

3 連鎖販売業を行う者は、第一項の説明をした上で、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が電子メールの送受信その他の法第三十七条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス（電子メールにより提供される場合に限る。）を日常的に使用していること。

二 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイバーセキュリティを確保していること。

三 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が法第三十七条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとするとする者又は連鎖販売取引の相手方があらかじめ指定する者に対してても電子メールにより送信することを求める意思の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メールアドレス

4 連鎖販売業を行う者は、前項の確認をするときは、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方が日常的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該連鎖販売業を行

うの令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法により行わなければならない。

5 連鎖販売業を行う者は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしよう

とする者又は連鎖販売取引の相手方が令第二十一条第一項の書面等に当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第三十七条第三項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、連鎖販売業を行う者は、記号の記入その他の当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6 連鎖販売業を行う者は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしよう

とする者又は連鎖販売取引の相手方が第三項第三号の規定により電子メールの送信を求める場合においては、当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方があらかじめ指定する者に対し、法第三十七条第三項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7 連鎖販売業を行う者は、第一項の説明及び第三項の確認をした

上で、法第三十七条第三項の規定による承諾を得たときは、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。以下この項におい

て同じ。）を交付しなければならない。ただし、法第三十七条第一項の書面に記載すべき事項を同条第三項の規定による電磁的方法により提供する場合においては、当該承諾を得たことを証する書面を電磁的方法により提供することができる。

（法第三十七条第一項又は第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第八十四条 令第二十一条第一項の主務省令で定める方法は、次に

掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるも

の
イ 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販

売取引の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を

通じて連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機に令第二十二条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算

機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 連鎖販売業を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第八十二条に掲げる電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

〔条を加える。〕

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

- 2 前項に掲げる方法は、連鎖販売業を行う者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

(令第二十一条第三項の規定による確認)

第八十五条 令第二十一条第三項の規定による確認は、電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で連鎖販売取引の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該連鎖販売取引の相手方が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

(法第三十七条第四項の主務省令で定める方法)

第八十六条 法第三十七条第四項の主務省令で定める方法は、第八十一条第一項第二号に掲げる方法とする。

(連鎖販売取引における禁止行為)

第八十七条 法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

〔一〕三 略]

- 四 その連鎖販売業を行う者が法第三十七条第一項又は第二項に規定する書面を交付しなければならない場合において、その書面を交付しないこ

「条を加える。」

「条を加える。」

(連鎖販売取引における禁止行為)

第三十一条 法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

〔一〕三 同上]

- 四 その連鎖販売業を行う者が法第三十七条に規定する書面を交付しなければならない場合において、その書面を交付しないこ

面を交付しないことを唆し、又は同条第一項又は第二項に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付することを唆すこと。

〔五〇十一 略〕

十二 法第三十七条第三項の規定により同条第一項又は第二項の規定により交付する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ 連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第三十四条第一項に規定する行為を除く。）

ハ 威迫して困惑させる行為（法第三十四条第三項に規定する行為を除く。）

ニ 財産上の利益を供与する行為

ホ 法第三十七条第一項又は第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）

ヘ 第八十三条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖

〔五〇十一 同上
〔号を加える。〕

とを唆し、又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付することを唆すこと。

販売取引の相手方に不当な影響を与える行為

ト 第八十三条第三項の確認をせず、又は確認ができない連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売取引の相手方に対し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により連鎖販売取引に伴う特定負担をしようと/orする者又は連鎖販売取引の相手方の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようと/orする者又は連鎖販売取引の相手方の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

(令第二十二条において準用する令第七条の主務省令で定めるもの)

第八十八条 第二十条の規定は、令第二十二条において読み替えて準用する令第七条に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十条第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあるのは「統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者」と、「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは「統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者」と読み替えるものとする。

(令第十条の二において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの)

第三十一条の二 第七条の三の規定は、令第十条の二において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあるのは「統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者」と、「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは「統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者」と読み替えるものとする。

（法第四十二条第一項、第二項又は第三項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法）
第九十七条 法第四十二条第四項の電磁的方法は、次に掲げるものとする。

〔条を加える。〕

一 電子情報処理組織（役務提供事業者又は販売業者の使用に係る電子計算機と特定継続的役務の提供を受けようとする者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者、特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者（以下この条、第九十九条から第百条まで及び第一百六条第八号において「特定継続的役務の提供を受けようとする者等」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第百条において同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 役務提供事業者又は販売業者の使用に係る電子計算機と特定継続的役務の提供を受けようとする者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該特定継続的役務の提供を受けようとする者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 役務提供事業者又は販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて特定継続的役務の提供を受けようとする者

等の閲覧に供し、当該特定継続的役務の提供を受けようとする者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け付ける方法

- 2 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 特定継続的役務の提供を受けようとする者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていなかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を役務提供事業者又は販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を特定継続的役務の提供を受けようとする者等に対し通知するものであること。

- 3 役務提供事業者又は販売業者は、第一項に掲げる方法により法第四十二条第一項、第二項又は第三項の規定による書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、特定継続的役務の提供を受けようとする者等が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない。

(法第四十二条第一項、第二項又は第三項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

第九十八条 令第二十六条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 前条第一項に掲げる方法のうち、役務提供事業者又は販売業

者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(法第四十二条第四項の規定による承諾の取得に当たつての説明及び確認等)

第九十九条 役務提供事業者又は販売業者は、前条に掲げる事項を示すときは、特定継続的役務の提供を受けようとする者等に対し

、次に掲げる事項(法第四十二条第一項の書面に記載すべき事項

を同第四項の規定による電磁的方法により提供する場合にあつて

は、第三号に掲げる事項を除く。)を説明しなければならない。

一 特定継続的役務の提供を受けようとする者等がこの項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第四十二条第四項の規定による承諾をしなければ、同条第一項、第二項又は第三項の書面が交付されること。

二 法第四十二条第四項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項、第二項又は第三項の書面に記載すべき事項であり、かつ、特定継続的役務の提供を受けようとする者等にとって重要なものであること。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

三 法第四十二条第二項又は第三項の書面に記載すべき事項を同条第四項の規定による電磁的方法（第九十七条第一項第一号に掲げる方法に限る。）により提供する場合においては、特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に到達したものとみなされ、かつ、当該記録がされた日から起算して八日を経過した場合においては、法第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除ができなくなること。

四 法第四十二条第四項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以下この条において同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号において同じ。）することができる特定継続的役務の提供を受けようとする者等に限り、法第四十二条第四項の規定による電磁的方法による提供を受けることができるのこと。

2 役務提供事業者又は販売業者は、前項の説明をするときは、特定継続的役務の提供を受けようとする者等が理解できるように平易な表現を用いなければならない。

3 役務提供事業者又は販売業者は、第一項の説明をした上で、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 特定継続的役務の提供を受けようとする者等が電子メールの送受信その他の法第四十二条第四項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該特定継続的役務の提供を受けようと/orする者等が当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス（電子メールにより提供される場合に限る。）を日常的に使用していること。

二 特定継続的役務の提供を受けようとする者等が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイバーセキュリティを確保していること。

三 特定継続的役務の提供を受けようとする者等が法第四十二条第四項の規定による電磁的方法により提供される事項を当該特定継続的役務の提供を受けようとする者等があらかじめ指定する者に対しても電子メールにより送信することを求める意思の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メールアドレス

4 役務提供事業者又は販売業者は、前項の確認をするときは、特定継続的役務の提供を受けようとする者等が日常的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該役務提供事業者又は販売業者の令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法により行わなければならない。

5

役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務の提供を受けようとする者等が令第二十六条第一項の書面等に当該特定継続的役務の提供を受けようと/orする者等の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第四十二条第四項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、役務提供事業者又は販売業者は、記号の記入その他の当該特定継続的役務の提供を受けようと/orする者等の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務の提供を受けようと/orする者等が第三項第三号の規定により電子メールの送信を求める場合においては、当該特定継続的役務の提供を受けようと/orする者等があらかじめ指定する者に対し、法第四十二条第四項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7 役務提供事業者又は販売業者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第四十二条第四項の規定による承諾を得たときは、特定継続的役務の提供を受けようと/orする者等に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。）を交付しなければならない。

8 役務提供事業者又は販売業者は、次に掲げる場合には、前項の規定による書面を電磁的方法により提供することができる。

一 法第四十二条第一項の書面に記載すべき事項を同条第四項の

規定による電磁的方法により提供する場合

二 役務提供事業者又は販売業者が第二条第二号に掲げる情報処理の用に供する機器を利用する方法により特定継続的役務提供契約又は特定権利販売契約の申込みを受けて行う特定継続的役務の提供又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売であつて、インターネットを通じて提供する特定継続的役務について、法第四十二条第二項又は第三項の書面に記載すべき事項を同条第四項の規定による電磁的方法により提供する場合

（法第四十二条第一項、第二項又は第三項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第一百条 令第二十六条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 特定継続的役務の提供を受けようとする者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて役務提供事業者又は販売業者の使用に係る電子計算機に令第二十六条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 役務提供事業者又は販売業者の使用に係る電子計算機に備

〔条を加える。〕

えられたファイルに記録された第九十八条に掲げる電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて特定継続的役務の

提供を受けようとする者等の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨

を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、役務提供事業者又は販売業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならぬ。

(令第二十六条第三項の規定による確認)

第一百一条 令第二十六条第三項の規定による確認は、電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方で特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

(法第四十二条第五項の主務省令で定める方法)

第一百二条 法第四十二条第五項の主務省令で定める方法は、第九十
七条第一項第二号に掲げる方法とする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(特定継続的役務提供における禁止行為)

第一百六条 法第四十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、
次に掲げるものとする。

〔一～七 略〕

八 法第四十二条第四項の規定により同条第一項、第二項又は第三項の規定により交付する書面に記載すべき事項を電磁的方法

により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した特定継続的役務の提供を受けようとする者等に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ 特定継続的役務の提供を受けようとする者等の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第四十四条第一項に規定する行為を除く。）

ハ 威迫して困惑させる行為（法第四十四条第三項に規定する行為を除く。）

ニ 財産上の利益を供与する行為

ホ 法第四十二条第一項、第二項又は第三項の規定による書面

の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）

ヘ 第九十九条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により特定継続的役務の提供を受けようとする者等に不当な影

(特定継続的役務提供における禁止行為)

第三十九条 法第四十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、
次の各号に掲げるものとする。

〔一～七 同上〕

〔号を加える。〕

響を与える行為

ト 第九十九条第三項の確認をせず、又は確認ができない特定継続的役務の提供を受けようとする者等に対し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により特定継続的役務の提供を受けようとする者等の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、特定継続的役務の提供を受けようとする者等の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

(令第二十八条において準用する令第七条の主務省令で定めるもの)

第一百七条 第二十条の規定は、令第二十八条において読み替えて準用する令第七条に規定する主務省令で定めるものについて準用する。

第一百八条～第一百二十条 「略」

(令第十三条の二において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの)

第三十九条の二 第七条の三の規定は、令第十三条の二において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。

第三十九条の二の二～第四十四条 「同上」

第一百二十二条 法第五十五条第二項の規定により業務提供誘引販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならぬ。

第四十五条 法第五十五条第二項の規定により業務提供誘引販売業を行う者が契約の相手方に交付する書面（以下この条において「契約書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

事項	
<p>一 引き渡された商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に業務提供誘引販売業を行う者がその不適合について責任を負わない旨が定められていないこと。</p> <p>二 引き渡された商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に販売業者がその不適合について責任を負わない旨が定められていないこと。</p>	基準

事項	
<p>〔二・三 略〕</p> <p>〔2～5 略〕</p> <p>（法第五十五条第一項又は第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法）</p> <p>〔二百二十二条〕 法第五十五条第三項の電磁的方法は、次に掲げるものとする。</p>	基準

一 電子情報処理組織（業務提供誘引販売業を行う者の使用に係る電子計算機と業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）

第二百二十五条において同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

- イ 業務提供誘引販売業を行う者の使用に係る電子計算機と業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 業務提供誘引販売業を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の閲覧に供し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを作成する方法

前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければ

ばならない。

一 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていなかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に対し通知するものであること。

3 業務提供誘引販売業を行う者は、第一項に掲げる方法により法第五十五条第一項又は第二項の規定による書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が当該事項を明瞭に読むことができるよう表示しなければならない。

(法第五十五条第一項又は第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

第一百二十三条 令第三十二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 前条第一項に掲げる方法のうち、業務提供誘引販売業を行う

者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(法第五十五条第三項の規定による承諾の取得に当たつての説明及び確認等)

第一百二十四条 業務提供誘引販売業を行う者は、前条に掲げる事項を示すときは、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に對し、次に掲げる事項（法第五十五条第一項の書面に記載すべき事項を同条第三項の規定による電磁的方法により提供する場合にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を説明しなければならない。

- 一 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方がこの項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第五十五条第三項の規定による承諾をしなければ、同条第一項又は第二項の書面が交付されること。
- 二 法第五十五条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項又は第二項の書面に記載すべき事項であり、かつ、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方にとって重要なものであること。

〔条を加える。〕

三 法第五十五条第二項の書面に記載すべき事項を同条第三項の規定による電磁的方法（第一百二十二条第一項第一号に掲げる方法に限る。）により提供する場合においては、業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該業務提供誘引販売契約の相手方に到達したものとみなされ、かつ、当該記録がされた日から起算して二十日を経過した場合においては、法第五十八条第一項の規定による業務提供誘引販売契約の解除ができなくなること。

四 法第五十五条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以下この条において同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号において同じ。）することができる業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に限り、法第五十五条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けることができること。

2 業務提供誘引販売業を行う者は、前項の説明をするときは、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が理解できるように平易な表現を用いなければならない。

3 業務提供誘引販売業を行う者は、第一項の説明をした上で、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は

業務提供誘引販売契約の相手方が電子メールの送受信その他の法第五十五条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するため必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス（電子メールにより提供される場合に限る。）を日常的に使用していること。

二 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイバーセキュリティを確保していること。

三 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が法第五十五条第三項の規定による電磁的方法により提供される事項を当該業務提供誘引販売契約に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方があらかじめ指定する者に対しても電子メールにより送信することを求める意思の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の電子メールアドレス

4 業務提供誘引販売業を行う者は、前項の確認をするときは、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が日常的に使用する電子計算機を自ら操

作し、当該業務提供誘引販売業を行う者の令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法により行わなければならない。

5 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が令第三十二条第一項の書面等に当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第五十五条第三項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、業務提供誘引販売業を行う者は、記号の記入その他の当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方が第三項第三号の規定により電子メールの送信を求める場合においては、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方があらかじめ指定する者に対し、法第五十五条第三項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7 業務提供誘引販売業を行う者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第五十五条第三項の規定による承諾を得たときは、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者

又は業務提供誘引販売契約の相手方に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。以下この項において同じ。）を交付しなければならない。ただし、法第五十五条第一項の書面に記載すべき事項を同条第三項の規定による電磁的方法により提供する場合においては、当該承諾を得たことを証する書面を電磁的方法により提供することができる。

（法第五十五条第一項又は第二項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第一百二十五条 令第三十二条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるも

の

イ 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて業務提供誘引販売業を行う者の使用に係る電子計算機に令第三十二条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 業務提供誘引販売業を行う者の使用に係る電子計算機に備

〔条を加える。〕

えられたファイルに記録された第百二十三条に掲げる電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、業務提供誘引販売業を行う者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

(令第三十二条第三項の規定による確認)

第一百二十六条 令第三十二条第三項の規定による確認は、電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法で業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該業務提供誘引販売契約の相手方が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

(法第五十五条第三項の主務省令で定める方法)

第一百二十七条 法第五十五条第三項の主務省令で定める方法は、第百二十二条第一項第二号に掲げる方法とする。

〔条を加える。〕

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)

第一百二十八条 法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

〔一～八 略〕

九〔法第五十五条第四項の規定により同条第一項又は第二項の規定により交付する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。〕

イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ 業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第五十二条第一項に規定する行為を除く。）

ハ 威迫して困惑させる行為（法第五十二条第三項に規定する行為を除く。）

ニ 財産上の利益を供与する行為

ホ 法第五十五条第一項又は第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）

ヘ 第百二十四条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする

(業務提供誘引販売取引における禁止行為)

第四十六条 法第五十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

〔一～八 同上〕

〔号を加える。〕

者又は業務提供誘引販売契約の相手方に不当な影響を与える行為

ト 第百二十四条第三項の確認をせず、又は確認ができない業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に対し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

(令第三十三条において準用する令第七条の主務省令で定めるもの)

(令第十六条の二において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの)

第二十九条 第二十条の規定は、令第三十三条において読み替えて準用する令第七条に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十条第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは役務提供事業者」であるのは、「業務提供誘引販売業を行う者」とのと/orする。

第四十六条の二 第七条の三の規定は、令第十六条の二において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは、「業務提供誘引販売業を行う者」と読み替えるものとする。

第一百三十条・第一百三十二条 「略」

(訪問購入における書面の交付等)

第一百三十二条 法第五十八条の七第一項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一～八 略〕

第四十六条の三・第四十六条の四 「同上」

(訪問購入における書面の交付等)

第四十七条 法第五十八条の七第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一～八 同上〕

第四十八条 法第五十八条の八第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人については代表者の氏名
- 二 売買契約の締結を担当した者の氏名
- 三 売買契約の締結の年月日
- 四 物品名
- 五 物品の特徴
- 六 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式
- 七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- 八 前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
- 九 売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたとき以外のときは、法第五十八条の七

第三号及び第四号の事項

第一百三十三条 法第五十八条の七第一項又は法第五十八条の八第一項若しくは第二項の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄の基準に合致したものでなければならない。

〔表 略〕

〔2・3 略〕

第一百三十四条 法第五十八条の七第一項又は法第五十八条の八第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第五十八条の七第一項第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ 法第五十八条の八第一項又は第二項の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七第一項の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまで、申込者等（法第五十八条の十四第一項の申込者等をいう。）は、書面又は電磁的記録により第百四十九条において同じ。）
-----------------------------------	--

第四十九条 法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面（以下この条において「書面」という。）は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の下欄に合致したものでなければならない。

〔表 同上〕

〔2・3 同上〕

第五十条 法第五十八条の七又は法第五十八条の八の規定により交付する書面に記載する法第五十八条の七第五号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項	イ 法第五十八条の八の書面を受領した日（その日前に法第五十八条の七の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過するまでは、申込者等（法第五十八条の十四第一項の申込者等をいう。）は、書面又は電磁的記録により第百四十九条において同じ。）
-----------------------------------	--

書面又は電磁的記録により物品の売買
契約の申込みの撤回又はその売買契約
の解除を行うことができるのこと。

「口へ 略」

2 前項及び法第五十八条の七第一項第六号に掲げる事項は赤枠の中赤字で記載しなければならない。

(法第五十八条の七第一項の規定により交付しなければならない
書面の交付に係る電磁的方法)

第百三十五条 法第五十八条の七第二項の電磁的方法は、次に掲げ
るものとする。

一 電子情報処理組織（購入業者の使用に係る電子計算機と申込
みをした者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し
た電子情報処理組織をいう。第百三十八条において同じ。）を
使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 購入業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用
に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し
、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられた
ファイルに記録する方法

ロ 購入業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに
記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申
込みをした者の閲覧に供し、当該申込みをした者の使用に係

物品の売買契約の申込みの撤回又はそ
の売買契約の解除を行うことができる
こと。

「口へ 同上」

2 前項及び法第五十八条の七第六号に掲げる事項は赤枠の中に赤
字で記載しなければならない。

「条を加える。」

る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものと交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 申込みをした者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、ファイルに記録された書面に記載すべき事項を購入業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を申込みをした者に対し通知するものであること。

3 購入業者は、第一項に掲げる方法により法第五十八条の七第一項の規定による書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、申込みをした者が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない。

(法第五十八条の七第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容)

第一百三十六条 令第三十五条第一項の規定により示すべき電磁的方法

〔条を加える。〕

法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一項に掲げる方法のうち、購入業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(法第五十八条の七第二項の規定による承諾の取得に当たつての説明及び確認等)

第百三十七条 購入業者は、前条に掲げる事項を示すときは、申込みをした者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一 申込みをした者がこの項の説明及び第三項の確認を受けた上で、法第五十八条の七第二項の規定による承諾をしなければ、同条第一項の書面が交付されること。

二 法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法により提供される事項は、同条第一項の書面に記載すべき事項であり、かつ、申込みをした者にとつて重要なものであること。

三 法第五十八条の七第一項の書面に記載すべき事項を同条第二項の規定による電磁的方法（第百三十五条第一項第一号に掲げる方法に限る。）により提供する場合においては、申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込みをした者に到達したものとみなされ、かつ、当該記録がされた日から起算して八日を経過した場合においては、法第五十八条の十四第一項の規定による申込みの撤回等ができなくなること。

四 法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法により提供

〔条を加える。
〕

される事項を閲覧するために必要な電子計算機（その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が五以上である電子計算機をいう。以下この条において同じ。）を日常的に使用し、かつ、当該提供を受けるために電子計算機を自ら操作（当該提供が完結するまでの操作をいう。第三項第一号において同じ。）することができる申込みをした者に限り、法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法による提供を受けることができる。

2 購入業者は、前項の説明をするときは、申込みをした者が理解できるように平易な表現を用いなければならない。

3 購入業者は、第一項の説明をした上で、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 申込みをした者が電子メールの送受信その他の法第五十八条

の七第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を閲覧するために必要な操作を自ら行うことができ、かつ、当該申込みをした者が当該閲覧のために必要な電子計算機及び電子メールアドレス（電子メールにより提供される場合に限る。）を日常的に使用していること。

二 申込みをした者が閲覧のために必要な電子計算機に係るサイバーセキュリティを確保していること。

三 申込みをした者が法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法により提供される事項を当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対しても電子メールにより送信することを求め

る意思の有無及び当該送信を求める場合においては、当該者の

電子メールアドレス

4

購入業者は、前項の確認をするときは、申込みをした者が日常的に使用する電子計算機を自ら操作し、当該購入業者の令第二条第一号に規定するウェブページ等を利用する方法により行わなければならない。

5

購入業者は、申込みをした者が令第三十五条第一項の書面等に当該申込みをした者の氏名及び第一項の説明の内容を理解した旨を記入することにより、法第五十八条の七第二項の規定による承諾を得るものとする。この場合において、購入業者は、記号の記入その他の当該申込みをした者の当該承諾に係る認識が明らかにならない方法を用いてはならない。

6

購入業者は、申込みをした者が第三項第三号の規定により電子郵件の送信を求める場合においては、当該申込みをした者があらかじめ指定する者に対し、法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法による提供と同時に送信しなければならない。

7

購入業者は、第一項の説明及び第三項の確認をした上で、法第五十八条の七第二項の規定による承諾を得たときは、申込みをした者に対し、同項の規定による電磁的方法による提供を行うまでに、当該承諾を得たことを証する書面（当該承諾を書面によつて得た場合においては、当該書面の写しを含む。）を交付しなければならない。

(法第五十八条の七第一項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第百三十八条 令第三十五条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの

イ 申込みをした者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて購入業者の使用に係る電子計算機に令第三十五条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 購入業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第百三十六条に掲げる電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて申込みをした者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを作成する方法

2 前項に掲げる方法は、購入業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

（令第三十五条第三項の規定による確認）

第一百三十九条 令第三十五条第三項の規定による確認は、電話、電

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

子情報処理組織を使用する方法その他の方法で申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録され、かつ、当該申込みをした者が閲覧することができる状態に置かれたことを確認することにより行うものとする。

(法第五十八条の七第三項の主務省令で定める方法)

第一百四十条 法第五十八条の七第三項の主務省令で定める方法は、

第一百三十五条第一項第二号に掲げる方法とする。

(訪問購入における契約締結時交付書面の記載事項)

第一百四十二条 法第五十八条の八第二項の主務省令で定める事項は、

次のとおりとする。

- 一 購入業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人につては代表者の氏名
- 二 売買契約の締結を担当した者の氏名
- 三 売買契約の締結の年月日

四 物品名

五 物品の特徴

六 物品又はその附属品に商標、製造者名若しくは販売者名の記載があるとき又は型式があるときは、当該商標、製造者名若しくは販売者名又は型式

七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八 前号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

〔条を加える。〕

九 売買契約を締結した際に、代金の全部を支払い、かつ、全ての物品の引渡しを受けたときは、法第五十八条の七

第一項第三号及び第四号の事項

(法第五十八条の八第三項において準用する法第五十八条の七第二項及び第三項に係る規定の準用)

第一百四十二条 第百三十五条から第百四十条までの規定は、法第五十八条の八第三項において法第五十八条の七第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「同条第一項」とあり、及び「法第五十八条の七第一項」とあるのは「法第五十八条の八第一項又は第二項」と、「申込みをした者」とあるのは「売買契約の相手方」と読み替えるものとする。

第一百四十三条・第一百四十四条 「略」

(第三者への物品の引渡しについての通知方法)

第一百四十五条 「略」

2 「略」
「一・二 略」

三 当該契約の相手方が、次号の年月日に法第五十八条の七第一項又は法第五十八条の八第一項若しくは第二項の書面を受領しないなかつた場合及び購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して当該契約の解除定に違反して当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより

「条を加える。」

第五十一条・第五十二条 「同上」

(第三者への物品の引渡しについての通知方法)

第五十三条 「同上」

2 「同上」
「一・二 同上」

三 当該契約の相手方が、次号の年月日に法第五十八条の七又は法第五十八条の八の書面を受領していないなかつた場合及び購入業者が法第五十八条の十第一項の規定に違反して当該契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより

告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて前号の期間を経過するまでに当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該期間を経過した後も、当該契約の相手方は当該契約の解除を行うことができる。

四 購入業者が当該物品の売買契約の相手方に対し、当該契約に係る法第五十八条の八第一項又は第二項の書面を交付した年月日（その年月日前に法第五十八条の七第一項の書面を交付した場合にあつては、その書面を交付した年月日）

〔五〇十 略〕

〔三〇六 略〕

（訪問購入における禁止行為）

第一百四十六条 法第五十八条の十二第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

〔一〇五 同上〕

六 法第五十八条の七第二項（法第五十八条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十八条の七第一項の規定により交付する書面（法第五十八条の八第三項において準用する場合にあつては、同条第一項又は第二項の規定により交付する書面）に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて前号の期間を経過するまでに当該契約の解除を行わなかつた場合には、当該期間を経過した後も、当該契約の相手方は当該契約の解除を行うことができる。

四 購入業者が当該物品の売買契約の相手方に対し、当該契約に係る法第五十八条の八の書面を交付した年月日（その年月日前に法第五十八条の七の書面を交付した場合にあつては、その書面を交付した年月日）

〔五〇十 同上〕

〔三〇六 同上〕

（訪問購入における禁止行為）

第五十四条 法第五十八条の十二第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

イ 電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客又は売買契約の相手方に對し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ 顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第五十八条の十第一項に規定する行為を除く。）

ハ 威迫して困惑させる行為（法第五十八条の十第三項に規定する行為を除く。）

ニ 財産上の利益を供与する行為

ホ 法第五十八条の七第一項又は法第五十八条の八第一項若しくは第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）

ヘ 第百三十七条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により顧客又は売買契約の相手方に不当な影響を与える行為ト 第百三十七条第三項の確認をせず、又は確認ができない顧客又は売買契約の相手方に對し電磁的方法による提供をする行為

チ 偽りその他不正の手段により顧客又は売買契約の相手方の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は売買契約の相手方の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

(令第三十六条において準用する令第七条の主務省令で定めるもの)

第一百四十七条 第二十条の規定は、令第三十六条において読み替えて準用する令第七条に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十条第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは、「購入業者」と読み替えるものとする。

第一百四十八条・第一百四十九条 「略」

(通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合)

第一百五十条 令第三十七条第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

(主務大臣に対する申出の手続)

第一百五十二条 「略」

(親法人等又は関連法人等)

第一百五十二条 令第四十条の表の備考第一号の主務省令で定めるも

(令第十六条の四において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの)

第五十四条の二 第七条の三の規定は、令第十六条の四において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三第一項中「販売業者又は役務提供事業者」とあり、及び「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは、「購入業者」と読み替えるものとする。

第五十四条の三・第五十五条 「同上」

(通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合)

第五十六条 令第十六条の五第四号の主務省令で定める場合は、売買契約の相手方がその住居から退去することとしている場合とする。

(主務大臣に対する申出の手続)

第五十七条 「同上」

(親法人等又は関連法人等)

第五十八条 令第十七条の二の表の備考第一号の主務省令で定めるも

のは、次に掲げる法人等（同号に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

〔一～三 略〕

2 令第四十条の表備考第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同表備考第一号に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

〔一～三 略〕

（法第六十六条の二の主務省令で定める書類）
様式第一（第二十二条及び第六十六条関係）
第百五十三条 [略]

ものは、次に掲げる法人等（同号に規定する法人等をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同号に規定する意思決定機関をいう。以下この項において同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

〔一～三 同上〕

2 令第十七条の二の表備考第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて法人等（当該法人等の子法人等（同表備考第一号に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が子法人等以外の他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

〔一～三 同上〕

（法第六十六条の二の主務省令で定める書類）
様式第一（第七条の五及び第二十三条の三関係）
第五十九条 [同上]

〔略〕
(備考)
一 [略]

二 権利販売契約の場合は、特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第二十二条第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第六十六条第一項第二号から第四号まで）に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔略〕

三 〔略〕

四 役務提供契約の場合は、省令第二十二条第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第六十六条第一項第二号から第四号まで）に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔略〕

様式第二（第九十条関係）

〔略〕

（備考）

一 施設を利用し又は役務の提供を受けける権利を販売する契約の場合は、省令第九十条第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔略〕

二 役務提供契約の場合は、省令第九十条第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔略〕

二 権利販売契約の場合は、特定商取引に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第七条の五第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三条の三第一項第二号から第四号まで）に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔同左〕

三 〔同左〕

四 役務提供契約の場合は、省令第七条の五第一項第二号から第四号まで（電話勧誘販売の場合は省令第二十三条の三第一項第二号から第四号まで）に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔同左〕

〔同左〕

様式第二（第三十一条の四関係）

〔同左〕

（備考）

一 施設を利用し又は役務の提供を受けける権利を販売する契約の場合は、省令第三十一条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔同左〕

二 役務提供契約の場合は、省令第三十一条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔同左〕

様式第三（第一百九条関係）

〔略〕

(備考)

一 〔略〕

- 二 特定権利販売契約の場合は、省令第一百九条第一項第三号及び第四号に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔略〕

様式第四（第二百三十二条関係）

〔略〕

(備考)

- 一 施設を利用し又は役務の提供を受けける権利を販売する契約の場合は、省令第二百三十二条第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔略〕

- 二 役務提供契約の場合は、省令第二百三十二条第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔略〕

様式第五（第二百四十五条関係）

〔略〕

様式第三（第三十九条の二の三関係）

〔同左〕

(備考)

一 〔同左〕

- 二 特定権利販売契約の場合は、省令第三十九条の二の三第一項第三号及び第四号に基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔同左〕

様式第四（第四十六条の四関係）

〔同左〕

(備考)

- 一 施設を利用し又は役務の提供を受けける権利を販売する契約の場合は、省令第四十六条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔同左〕

- 二 役務提供契約の場合は、省令第四十六条の四第一項第二号から第四号までに基づく記載事項として次の事項を記載すること。

〔同左〕

様式第五（第五十三条関係）

〔同左〕

様式第六（第一百四十五条関係）

〔略〕

様式第七（第一百四十九条関係）

〔略〕

様式第八（第一百五十二条関係）

〔略〕

様式第五の二（第五十三条関係）

〔同左〕

様式第六（第五十五条関係）

〔同左〕

様式第七（第五十七条関係）

〔同左〕

謹取
帳主の「」の記載は粗鄙である。

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（附則第四条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令による改正後の特定商取引に関する法律施行規則（次条から附則第八条までにおいて「新省令」という。）第八条から第十三条まで、第四十八条から第五十三条まで及び第五十八条から第六十一条までの規定は、施行日以後に販売業者又は役務提供事業者が受ける売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用する。

第三条 新省令第十五条において読み替えて準用する新省令第八条から第十三条までの規定及び新省令第五

十五条において読み替えて準用する新省令第四十八条から第五十三条までの規定は、施行日以後に締結される売買契約又は役務提供契約について適用する。

第四条 新省令第八十一条から第八十六条までの規定は、施行日以後に締結される改正法による改正後の特定商取引に関する法律（次条から附則第七条までにおいて「新法」という。）第三十三条第一項に規定する連鎖販売取引についての契約について適用する。

第五条 新省令第九十七条から第一百二条までの規定は、施行日以後に締結される新法第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約又は同項第二号に規定する特定権利販売契約について適用する。

第六条 新省令第二百一十二条から第二百二十七条までの規定は、施行日以後に締結される新法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売取引についての契約について適用する。

第七条 新省令第二百三十五条から第二百四十条までの規定は、施行日以後に新法第五十八条の四に規定する購入業者が受ける売買契約の申込みについて適用する。

第八条 新省令第百四十二条において読み替えて準用する新省令第百三十五条から第百四十条までの規定は、施行日以後に締結される売買契約について適用する。